

調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要①（薬局）

記載例

薬局の所在地 東京都千代田区霞が関〇—〇—〇
 薬局の名称 〇〇薬局

【薬局の業務内容】

1日平均処方箋取扱数	80 枚	→①
調剤に従事する薬剤師の員数	3.3 人	→②
医薬品の販売・授与	有	※「有」又は「無（調剤のみ）」から選択
(販売・授与する医薬品の区分)	薬局医薬品（薬局製造販売 医薬品を除く。）	<input type="checkbox"/>
	薬局製造販売医薬品	<input type="checkbox"/>
	要指導医薬品	<input type="checkbox"/>
	第1類医薬品	<input type="checkbox"/>
	指定第2類医薬品	<input type="checkbox"/>
	第2類医薬品	<input type="checkbox"/>
	第3類医薬品	<input type="checkbox"/>
兼営事業の種類	管理医療機器販売業	

※特定販売を行う場合、別途【特定販売に関する事項】を提出してください。

処方箋の取扱数については、薬機法施行令第2条の13等を踏まえて算出した取扱数を記載してください

員数の考え方については「薬局等の許可等に関する疑義について」（平成11年2月16日付け医業企第17号）を参照し、
 ・常勤の薬剤師については1
 ・非常勤の薬剤師については、薬局が1週間に定める勤務時間が32時間未満の場合は32で除した数、そうでない場合は薬局の定める勤務時間で除した数としてください。

合わせて行う薬事関係法令の業種を記載してください。

【通常の週当たり開店時間等】

薬局の開店時間	56 時間	→③
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	56 時間	→④
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	56 時間	→⑤
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供等するための設備	2 箇所	→⑥
うち、要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供等するための設備	2 箇所	→⑦

【通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

※勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は除く。

調剤	薬剤師	138 時間	→⑧
要指導・一般用医薬品の販売等	薬剤師	138 時間	
	登録販売者	0 時間	計 138 時間 →⑨
要指導・第一類医薬品の販売等	薬剤師	138 時間	→⑩

・週当たりの調剤、医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の従事時間の合計を記載してください。
 （例えば、薬剤師2名が40時間ずつ勤務している場合は80と記載）
 ・登録販売者が勤務していない場合、登録販売者の従事時間の欄には「0」を記載してください
 ・合計の時間は水色のセルから計算するため、申請者では入力しないようお願いします（以下同じ）。

【体制省令への適合状況】

(調剤に従事する薬剤師の員数) ≥ (1日平均処方箋取扱数) / 40 ② 3.3 ≥ ① 80 / 40 (体制省令第1条第1項第2号)	適否	<input type="radio"/>
(調剤に従事する薬剤師の勤務時間) ≥ (薬局の開店時間) ⑧ 138 ≥ ③ 56 (体制省令第1条第1項第6号)		<input type="radio"/>
(要指導・一般用医薬品の販売等に従事する専門家の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間) ⑨ 138 / ⑥ 2 = 69 ≥ ④ 56 (体制省令第1条第1項第10号)		<input type="radio"/>
(要指導・第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間) ⑩ 138 / ⑦ 2 = 69 ≥ ⑤ 56 (体制省令第1条第1項第11号)		<input type="radio"/>

調剤に関する事項の「適否」の欄が「○」にならない場合、体制省令に適合していないと考えられるため、業務体制について再度確認してください。
 なお、調剤のみ場合、体制省令第1条第1項第10号、11号の欄は空欄のままとなります。

